

建災防では、建設業におけるメンタルヘルス対策を普及・促進させるため、
次のセミナーを開催します！是非ご参加ください！！

メンタルヘルス対策に関する建設業経営者セミナーの開催

東京会場：【開催日時】平成28年11月18日(金) 13:30～16:30

【開催場所】徳栄ビル 会議室(東京都港区芝5丁目33番7号 徳栄ビル本館3階)

大阪会場：【開催日時】平成28年11月30日(水) 13:30～16:30

【開催場所】ドーンセンター 特別会議室(大阪市中央区大手前1-3-49)

※申込方法等、詳細は当協会ホームページをご確認ください。

その他の主な取組みについては、次のとおり。

相談窓口のご案内

建設業労働災害防止協会では、建設業におけるメンタルヘルス対策を促進するため、平成28年7月より建設事業者、現場所長及び担当者等を対象としたメンタルヘルス対策の相談窓口を設置しました。

【相談日】毎週月曜日 13:00～16:00(祝日・年末年始を除く)

【相談料】無料(但し、通話料については各自ご負担願います)

【相談対象者】建設事業者、建設現場所長及び担当者等

【相談内容】・事業場でメンタルヘルス対策を導入したい。

・建設現場でのメンタルヘルス対策をどのように進めればよいか？

・「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」とは？等。

※おひとりあたりの相談時間の上限を30分とさせていただきます。

※労働者個人の相談については、対応しておりません。

個人の方は、働く人のメンタルヘルス不調及び過重労働による健康障害に関する電話相談「こころほっとライン」0120-565-455(月・火 17:00～22:00、土・日 10:00～16:00 ※祝日、年末年始を除く)をご利用ください。

【専用ダイヤル】03-3453-0974

【担当】建設業労働災害防止協会 建設業メンタルヘルス対策アドバイザー

メンタルヘルス対策シンポジウムの開催

開催日程：平成28年9月30日(金)(全国建設業労働災害防止大会2日目 安全衛生教育専門部会にて開催)

開催場所：名古屋国際会議場(名古屋市熱田区熱田西町1-1)

※入場は無料です。(詳細は当協会ホームページをご確認ください。)

参考書籍の紹介

建災防では、建設業のメンタルヘルス対策の促進に資するため、次の書籍を出版(9/2発刊予定)しますので活用ください。

●建設業におけるメンタルヘルス対策の進め方

～現場で実践！ 建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック～

東京労災病院 勤労者メンタルヘルス研究センター長 小山 文彦 監修

建設業労働災害防止協会 建設業メンタルヘルス対策アドバイザー 田村 和佳子 執筆

●裁判例から学ぶ建設業のメンタルヘルス

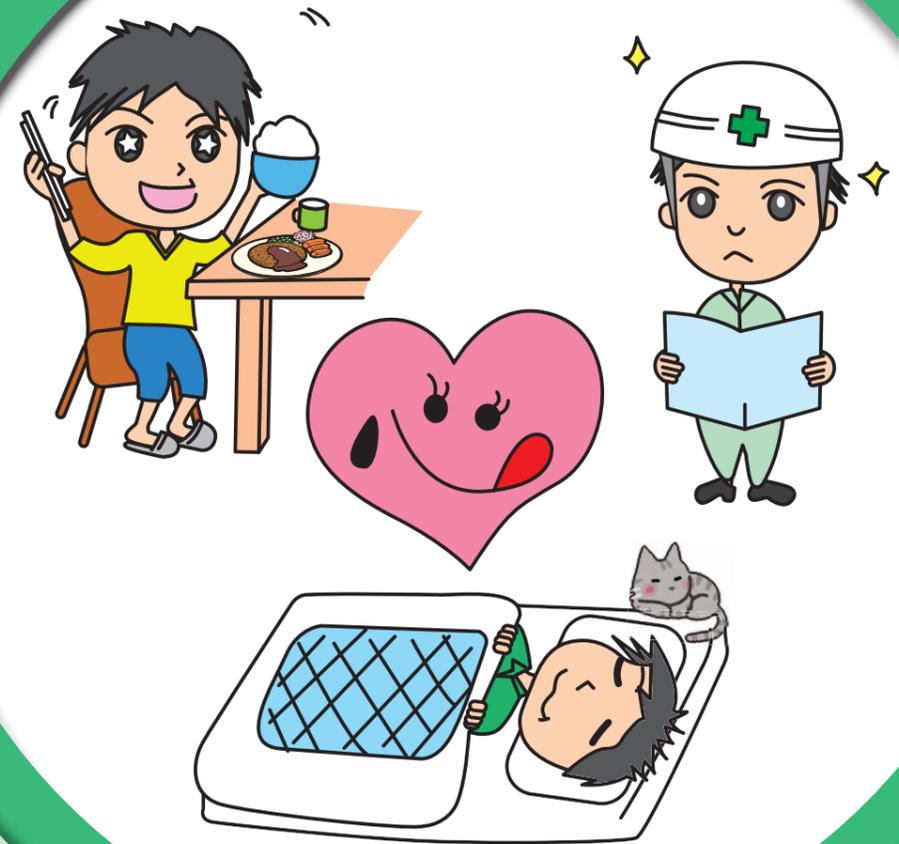
～統括管理・安全配慮義務・メンタルヘルス この3つのキーワードの関係を解き明かす～

青山学院大学 法学部教授 藤川 久昭 監修

建設業労働災害防止協会 建設業メンタルヘルス対策アドバイザー 田村 和佳子 執筆

建設業における メンタルヘルス対策

「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」の紹介



平成28年7月

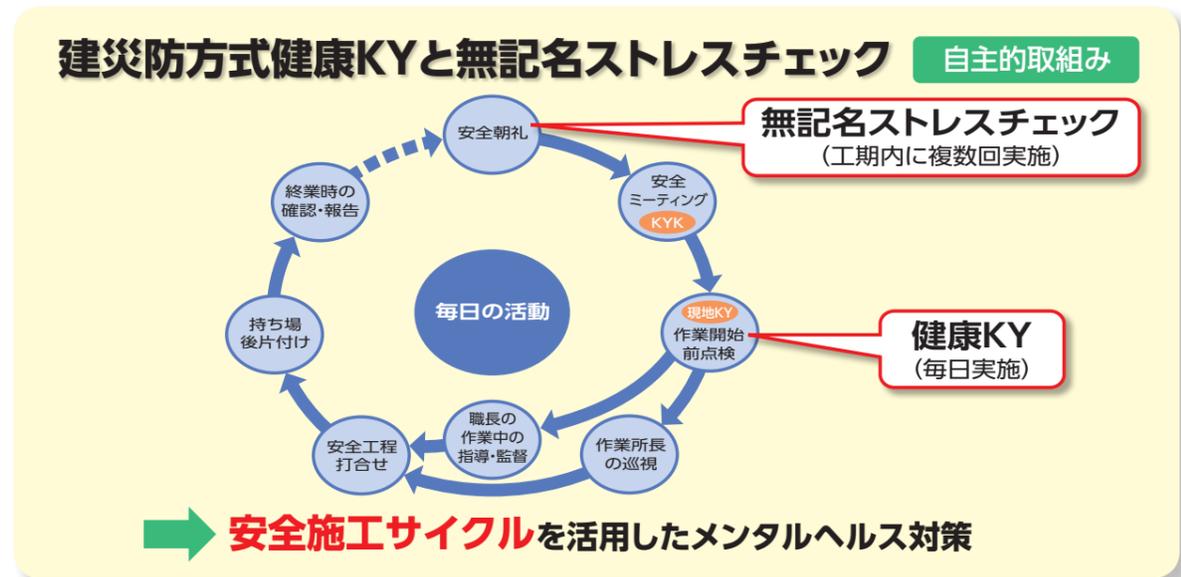
建設業労働災害防止協会

建設事業者のみなさん、メンタルヘルス対策に取り組みましょう！

労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度が施行される中、建災防では、建設業におけるメンタルヘルス対策の推進を目的とした検討委員会を設置して、建設業の特性に留意したメンタルヘルス対策のあり方を検討してきました。

その結果、建設業では、法令で定めるストレスチェックの実施と併せて建設現場で実際に行うことのできる簡便で効果の上がる手法として、多くの現場に定着している安全施工サイクルを活用した「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」を実施することが望ましいと提案されました。

建設事業者のみなさん、これを参考として建設現場におけるメンタルヘルス対策に積極的に取り組み、一緒に働きやすく魅力ある建設業を実現しましょう。



1 建設現場におけるメンタルヘルス対策の必要性

● 建設労働者の多くがストレスを受けるのは、建設現場

法律上、メンタルヘルス対策はあくまで事業者の責任において直接雇用している労働者に対して行われるべきものですが、建設労働者がストレスを受ける場は現に就労している建設現場であることが多いと思います。また、精神障害の労災認定を受けた労働者の多くが現場従事者であることを踏まえると、建設業の場合、一般的な事業者責任によって行われる事業場向けの取組みと併せて、建設現場における対策も展開する必要があると考えられます。

● 不安全行動の防止

労働災害防止の観点からみると、労災事故の原因となる「不安全行動」の背景には、集中力、注意力の低下等が認められ、そこには睡眠不足等によるメンタルヘルス不調が潜んでいるのではないかと指摘されています。

この点、現場で「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」を実施することによって、「いつもと違う」変化を早めにキャッチし対応することができるため「不安全行動」の防止にも繋がると考えられます。

2 現場での取組みが指すもの

「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」は、そもそも安衛法改正によって新設されたストレスチェック制度の趣旨を踏まえて、建設現場用に作られた取組みです。

ストレスチェック制度は個人と組織双方の一次予防を目的とするものですが、現場用の取組みでは、この目的を2つに分け、健康KYでは個人を、無記名ストレスチェックでは組織の「一次予防(未然防止)」を目的としています。

● 健康KY

健康KYでは、毎日実施することによって作業員個人が自分の状態に気づき、対処できるようになるとともに、職長等のラインやともに働く作業員同士が相互に小さな変化に気づき合える関係性が構築できることを狙っています。こうした活動を進めることによって、早めの不調サインを見逃さず、早期に対応できるようになるという「二次予防(早期発見・早期対応)」の効果も期待できます。

そして、こうした早期発見・早期対応ができるようになると、「不安全行動」防止にも大いに役立つと考えられます。

● 無記名ストレスチェック

一方、無記名ストレスチェックでは、現場に出入り業者ごとの業務負荷(過重性)やソーシャルサポートの状況を調査票によって把握することで現場全体のストレス状況を確認することができます。この結果を基に、現場でのよりよい職場環境を形成するためにどのような対策が必要なのかを考える材料として利用することができます。

また、無記名ストレスチェックは、現場に出入りする業者や人員に変動があっても、工期内に複数回実施することで、その都度、職場環境を確認し改善活動へと繋げることができます。

